

社会福祉法人大東若竹会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人大東若竹会（以下「当法人」という）定款第9条および第23条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与は支給しない。

理事・監事については、別表第3に基づく退職慰労金を支給する。ただし、法律違反や重大な過失、法人に著しい損害を与え退職した場合、定款の規定に基づき解任された場合には不支給または減額支給とする。

(役員等の報酬等の算定方法)

第3条 役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

(1) 報酬については、別表第1に定める額

尚、常勤役員とは週3日以上出勤して法人業務に従事する者をいい、職員兼務の者は含まない。

(2) 役員等が職務のため出張をしたときは、旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第4条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等報酬は、別表第2の定めによるものとする。

(報酬等の支給方法)

第5条 役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金等を控除して支給する。

(公表)

第6条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第五十九条の二第三項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、平成29年4月1日より施行する。

令和5年3月24日 一部改定

別表第1（役員等の報酬）

(1) 評議員

	日額
評議員会への出席	15,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	15,000 円

(2) 理事

常勤理事	月額
出勤日数及び業務時間を考慮して決定する	100,000 円～ 300,000 円
非常勤理事	日額
理事会等会議への出席	15,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	15,000 円

(3) 監事

	日額
理事会等会議への出席	15,000 円
監事監査等への出席	15,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	15,000 円

別表第2

当法人職員を兼務し、職員給与を受給している役員が、日常的に法人業務に従事している場合、下記を上限として役員報酬を支給する。

役職名	月額
理事長	150,000 円
理事	100,000 円

上記月額報酬を支給しない場合、下記日当を支給する（もしくは支給しない）

	日額
理事会等会議への出席	5,000 円

別表第3（役員等の退職慰労金）

理事及び監事が退職（在任期間満了後、再選されなかった場合を含む）した場合、下記の基準で退職金を支給する。なお、対象は本規程が承認された評議員会（同時に選任された場合を含む）以降に就任した役員とし、該当者の在任月数・年数は法人設立時に遡及して通算する。（法人の職員兼務であった時期も含む。）役位が複数にまたがる場合は役位毎に計算する。

① 常勤理事及び別表第2による月額報酬を受けている理事

（退任時の役員報酬月額）×（役位別在任月数）×（役位別支給基準率：A表）

A表

役位	支給基準率
理事長	20/100
理事	10/100

※ただし、退職金の上限は10,000,000円とする

② ①に該当しない理事長（別表第2による月額報酬を受けていない場合）

在任年数	支給額
4年未満	50,000円（一律）
4年以上10年未満	70,000円 × 在任年数
10年以上20年未満	100,000円 × 在任年数
20年以上	150,000円 × 在任年数

③ 非常勤理事及び監事

在任年数	支給額
4年未満	支給なし
4年以上10年未満	6,000円 × 在任年数
10年以上20年未満	8,000円 × 在任年数
20年以上	10,000円 × 在任年数

※月数計算において1ヶ月未満の端数は、その月の半数に満たない場合は切り捨てる

※年数計算において1年未満の端数は、6ヶ月に満たない場合は切り捨てる